

理事、監事及び評議員の
報酬等に関する規定

社会福祉法人仁慈保幼稚園

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人仁慈保幼稚園（以下「この法人」という。）の定款第八条及び第二二条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬、並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 1 常勤理事には別表1に基づき、同表に定める額の範囲内で役員報酬を支給することができる。
- 2 非常勤理事、及び監事には、別表2に基づき役員報酬を支給する。
- 3 評議員には、定款第八条で定める金額の範囲内で、別表3に基づき報酬を支給する。
- 4 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、職員を対象とする給与規定(以下「給与規定」)を適用することとし、報酬は支給しない。

(報酬額の決定)

第4条 この法人の役員、及び評議員に対する報酬については、評議員会において承認を得る報酬等の基準に従って算定し、これを定める。

(報酬の支給方法等)

第5条 常勤理事の報酬は年俸制とし、年俸額に12分の1を乗じて得た額を毎月支給する。支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程に準ずる。

- 2 非常勤の理事及び監事、並びに評議員に対する報酬は、それぞれ理事会又は評議員会に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(常勤理事が月の途中で就任又は退職した場合の報酬の額の日割計算)

第6条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(費用)

第7条 役員等がその職務を遂行するのに伴い発生する、旅費(宿泊費)及び手数料等の経費については遅滞なく支払うものとし、前払いを要する費用については、前もって支払うことができる。

(表彰)

第8条 役員及び評議員の功績、功勞に対し、表彰状又は感謝状に添えて記念品を贈ることができる。ただし、記念品は50,000円を超えない範囲とする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

付則

この規程は、平成29年6月23日より適用する。

この規定は、令和元年6月14日より一部改正して施行する。

この規定は、令和3年3月6日より一部改訂して施行する。

別表 1 常勤理事の報酬

役職	1人あたり 年間報酬上限額	常勤理事報酬総額 上限額
常勤理事	15,000,000 円	25,000,000 円

別表 2 非常勤役員の報酬

役職	理事会出席	監事監査	理事会以外の 法人業務	非常勤役員 報酬総額上限額
理事	15,000 円	—	15,000 円	700,000 円
監事	15,000 円	15,000 円	15,000 円	300,000 円

※報酬は、給与所得の源泉徴収税額表（日額表乙欄）による源泉徴収税額控除後の金額とする。

別表 3 評議員の報酬

役職	評議員会出席	評議員会以外の 法人業務	評議員報酬総額上限額 (定款第 8 条による)
評議員	15,000 円	15,000 円	600,000 円

※報酬は、給与所得の源泉徴収税額表（日額表乙欄）による源泉徴収税額控除後の金額とする。